

---

# 鋼船規則検査要領

V 編

満載喫水線

要  
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020年6月30日 達 第16号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## V 編 満載喫水線

### V2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

#### V2.2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

##### V2.2.1 乾舷の指定

-13.を次のように改める。

-13. 満載喫水線規則第26条第1項第7号（条約27規則(13)(e)関連）の適用上，船舶復原性規則第2条第7項にいう「閉鎖装置を備えない開口」には，規則C編23.6.5-2.又は規則CS編21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても，運航上の理由から，機関室又は，非常用発電機室又は閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域（非常用発電機室は，復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合）に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒を含む。閉囲された車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の通風筒を「閉鎖装置を備えない開口」として取扱うことが技術的に実現不可能な場合，主管庁が適当と認めた場合に限り，同等の安全性を確保する代替措置を用いて差し支えない。

#### 附 則

1. この達は，2020年12月30日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。